

## コラムVOL 5～個人情報保護法改正概要 2～

令和2年9月16日

あぼろ法律事務所

－事務所内の執務スペースにて－

弁護士A「さて、前回、改正個人情報保護法の内容について説明したけど、B先生ちゃんと覚えているかい？」

弁護士B「はい！まず、一つ目は個人データの定義が変わったということでした。個人データの定義が変わるということは、つまり、開示等の請求等の対象となるものが広がったということです。具体的には、現行法において、6か月以内に消去されるものは、個人データとして扱わず、そのため、開示等の対象にはならなかったのですが、改正法において6か月以内に消去するものでも開示等の対象となることになったということになりました。次に二つ目ですが、個人データの開示方法について現行法では、書面での提供を求められていたのですが、今後は電磁的記録の提供を義務付けられることになりました。三つ目は、第三者からの個人情報の受領時の記録や第三者への提供時の記録までを開示対象とすることになりました。」

弁護士A「よく覚えているね。さて、今回は前回の続きで、④利用停止等の要件の改正、⑤越境移転の際の情報提供について、⑥個人関連情報の第三者提供の制限等について解説していくよ。」

弁護士B「宜しくお願いします。」

弁護士A「まずは、④についてだ。現行法上、保有個人データについては利用停止等（現行法では利用停止と消去を併せて「利用停止等」と定義している）と第三者提供の停止の請求が認められているが、これについては、利用目的による制限に違反した場合や、適正な取得をしなかった場合にのみ、当該請求が認められている（現行法16条、17条及び30条）。しかし、これについては、<sup>1</sup>制度改正大綱では「消費者からは、自分の個人情報を事業者が利用停止又は消去等を行わないことへの強い不満が見られる」という問題点が示された。他方で、「事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データ

---

<sup>1</sup> 令和元年12月13日付「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」8頁

の利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする」として、当該本人が識別される保有個人データの取り扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」(改正法30条5項)も、利用停止等と第三者提供の停止の請求が認められることになったんだ。ただし、このおそれがある場合がどのような場合に認められるのかについては、現時点では明らかとはなっていない。」

弁護士B「そうすると、個人情報保護取扱事業者としては、マニュアルの改訂にあたって、ある程度利用停止等や第三者提供の停止については広く捉えて、基本的には本人からの申し出があった場合に、利用停止や第三者提供の停止の措置を取っていくということが現時点では安全かもしれませんね。」

弁護士A「そういうことだね。さて、次は⑤の改正について解説していきます。」

弁護士B「お願いします。」

弁護士A「現行法上、外国にある第三者に対して情報を提供する場合には、本人の同意を得る必要がある(現行法24条)のだけでも、国ごとに個人情報保護の制度が異なっていて、本人としても、同意をするか否かを決定することが難しいという問題が指摘されていたんだ。<sup>2</sup>現に制度改正大綱においても「個人情報の越境移転の機会が広がる中で、…国や地域における制度の相違は、個人やデータを取り扱う事業者の预见可能性を不安定なものとし、個人の権利利益の保護の観点からの懸念も生じる。例えば、データ・ローカ 30 ライゼーション政策との関係から、本人による個人データの消去の請求に越境移転先の事業者が対応することができないおそれや、外国政府による無制限なガバメント・アクセスによって、我が国で取得され越境移転された個人データが不適切に利用されるおそれがある。こうした国家管理的規制は、個人の権利利益の保護の観点から看過しがたいリスクをもたらすおそれがある。」という問題意識が示されている。そこで、今回の改正においては、「本人に参考となるべき情報」を本人に対して提供することが義務付けられることになったというわけだ(改正法24条2項)。ただし、具体的な提供方法については、個人情報保護委員会規則で定めることになっていて、この定めに関今後注視していく必要があるね。」

弁護士B「そうすると、まずは、自社において、<sup>3</sup>外国との関係でどのような情報提供が行われているかを把握しておくが必要がありそうですね。その

<sup>2</sup> 前掲制度改正大綱 29頁

<sup>3</sup> 金融法務事情2144号 29頁においても、同様の指摘がなされている。

後、その把握した情報提供の方法ごとに、スキームを考えていくという流れになるのでしょうかね。」

弁護士A「そうなると思うよ。次に、⑥の改正についてだけでも、第三者提供の制限を受ける対象が拡大されたわけだけでも、<sup>4</sup>現行法では、個人データ該当性については、提供元における情報を前提に判断されることになっていて（いわゆる提供元基準説）、仮に提供元において個人データに該当せず、提供先において個人データに該当する場合には、第三者提供の制限を受ける対象にはなっていなかったんだ。しかし、インターネット広告の発展に伴って、提供元において個人データに該当しないようなもの（例えば、インターネットの閲覧履歴、位置情報等）であっても、提供先（例えば、ビッグデータを管理するプラットフォーム等が想定される）において他の情報と照らし合わせれば、簡単に個人を識別することができる情報もあるわけだ。そのようなものについても規制が必要ということで、今回の改正では、提供先において個人データとなることが想定される場合には第三者提供の制限を及ぼすことになったんだよ（改正法26条の2第1項）。」

弁護士B「そうすると、提供先において個人データとなることが想定される提供元においては、提供前にしっかり当該本人から同意が取れているかを確認する必要があるということですね。」

弁護士A「そういうことだね。さて、今日はここまでにしておこう。今日話した内容も非常に重要だから、しっかり復習しておいてね。」

弁護士B「わかりました。」

---

<sup>4</sup> 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）」に関する意見募集結果 6頁